年　　月　　日

裁判所による代表者の職務執行停止の有無等

地縁による団体の名称

代表者氏名

**１　裁判所による代表者の職務執行停止の有無**

　（１）　有

　（２）　無

**２　裁判所による代表者の職務代行者選任の有無**

　（１）　有　　　職務代行者の住所

　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　（２）　無

※裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において民事保全法第２４条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申し立ての目的を達するために行う処分です。該当のない団体は、「無」の番号に〇をつけてください。

**３　代理人の有無**

（１）　有　　　代理人の住所

　　　　　　　　　　　　　氏名

　（２）　無

※代理人は、地方自治法第２６０条の８の代理人及び同法第２６０条の１０の特別代理人を指します。該当のない団体は、「無」の番号に〇をつけてください。

＜参考情報＞　地方自治法（抜粋）

第260条の8　認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の9　認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第260条の10　認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

（元号）ＹＹ年ＭＭ月ＤＤ日

裁判所による代表者の職務執行停止の有無等

地縁による団体の名称

　みやこ自治会

代表者氏名

　みやこ　しろう

**１　裁判所による代表者の職務執行停止の有無**

　（１）　有

　（２）　無

**２　裁判所による代表者の職務代行者選任の有無**

　（１）　有　　　職務代行者の住所

　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　（２）　無

※裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において民事保全法第２４条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申し立ての目的を達するために行う処分です。該当のない団体は、「無」の番号に〇をつけてください。

**３　代理人の有無**

（１）　有　　　代理人の住所　　みやこ町勝山黒田0000

　　　　　　　　　　　　　氏名　　みやこ　くろのすけ

　（２）　無

※代理人は、地方自治法第２６０条の８の代理人及び同法第２６０条の１０の特別代理人を指します。該当のない団体は、「無」の番号に〇をつけてください。

＜参考情報＞　地方自治法（抜粋）

第260条の8　認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の9　認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第260条の10　認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。